

習 志 野 市
循環型社会形成推進地域計画

平成 2 4 年 1 2 月 2 0 日

習 志 野 市

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	2
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	2
(2)	生活排水処理の現状	3
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	4
(4)	生活排水処理の目標	5
3	施策の内容	6
(1)	発生抑制、再使用の推進	6
(2)	処理体制	7
(3)	処理施設等の整備	10
(4)	施設整備に関する計画支援事業	10
(5)	廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業	10
(6)	その他の施策	11
4	計画のフォローアップと事後評価	12
(1)	計画のフォローアップ	12
(2)	事後評価及び計画の見直し	12

【様 式】

様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	13
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	15
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	16
参考資料様式 1	施設概要（リサイクル施設系）	17
参考資料様式 6	計画支援概要	18
参考資料様式 7	長寿命化計画策定支援概要	18

【添付資料】

添付資料 - 1	対象地域図	19
添付資料 - 2	指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（ごみ）	20
添付資料 - 3	指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（生活排水）	22
添付資料 - 4	分別区分説明資料	23
添付資料 - 5	計画地域内の施設位置図	24
添付資料 - 6	現有処理施設の概要	25

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 習志野市

面 積 20.99 k m²

人 口 165,164 人 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

(2) 計画期間

本計画は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。
なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

習志野市 (以下「本市」という。) は、千葉県の北西部に位置し、東は千葉市、西は船橋市、北は八千代市に接し、南は東京湾に面している。東京から約 30km 圏内にあり、臨海部の埋立地には大型団地なども建設され、東京のベッドタウンとして発展している。

本市では、平成 19 年 3 月に「習志野市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、一般廃棄物の適正処理はもとより、3R の推進について取り組んできたところであり、平成 24 年 5 月には同計画の改訂を行い、市民・事業者・市が一体となって循環型社会の実現を目指し、環境負荷の少ない一般廃棄物処理体系を形成することとした。

家庭系ごみについては、有料化導入の検討、ごみ分別種類の見直しと資源化拡大の検討及び古紙の徹底分別等により再生利用率の向上を目指すとともに、市指定ごみ袋の義務化や啓発の推進による排出ルール徹底を図るものとし、事業系ごみについては、今後も排出抑制と再資源化の徹底を指導していくものとする。

また、資源化の推進及び拡大を図るために、不足しているストックヤードを整備するとともに、既存のごみ処理施設については長寿命化計画を策定し、計画に基づいた補修・整備等を計画的に行っていくものとする。

生活排水処理については、公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の整備を推進するとともに、供用開始区域内における接続率の向上を図るものとする。また、し尿処理施設については、公共下水道の普及に伴う搬入量の減少に対応した処理体制の検討を進めるものとする。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

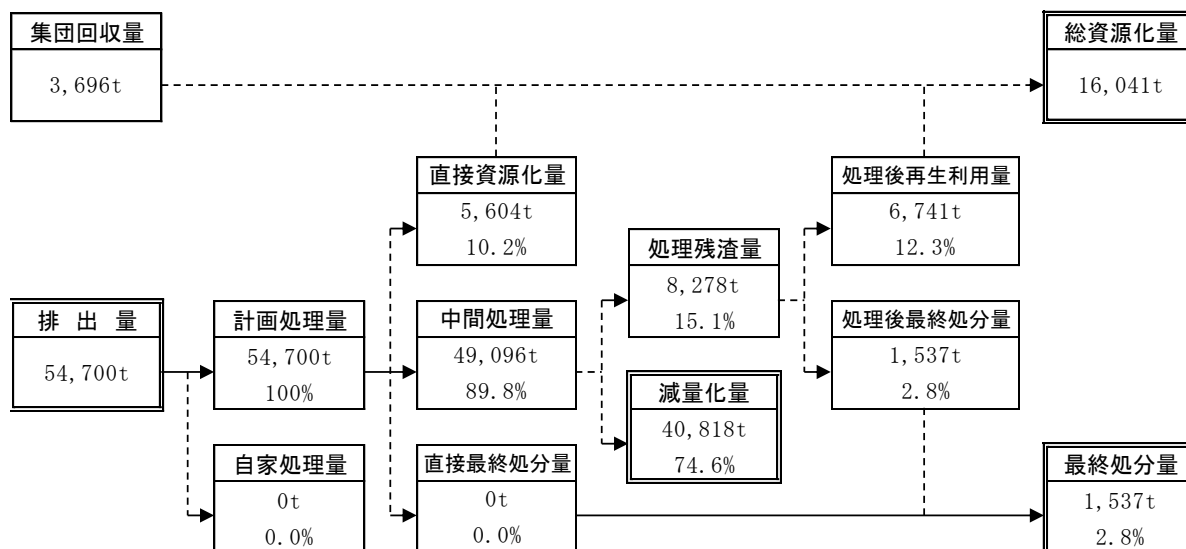
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 23 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め 58,396 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 16,041 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの排出量＋集団回収量））は 27.5%である。

中間処理による減量化量は 40,818 トンであり、排出量の概ね 7 割以上が減量化されている。また、排出量の約 3%にあたる 1,537 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち焼却（熔融）量は 56,618 トンである。本市の焼却施設（熔融処理施設）では、処理に伴って発生する熱を電気、冷暖房、給湯などに利用するほか、焼却（熔融）処理の過程で生成されるスラグ・メタルの再資源化を行っている。



※計算の都合上、合計が合わない場合がある。

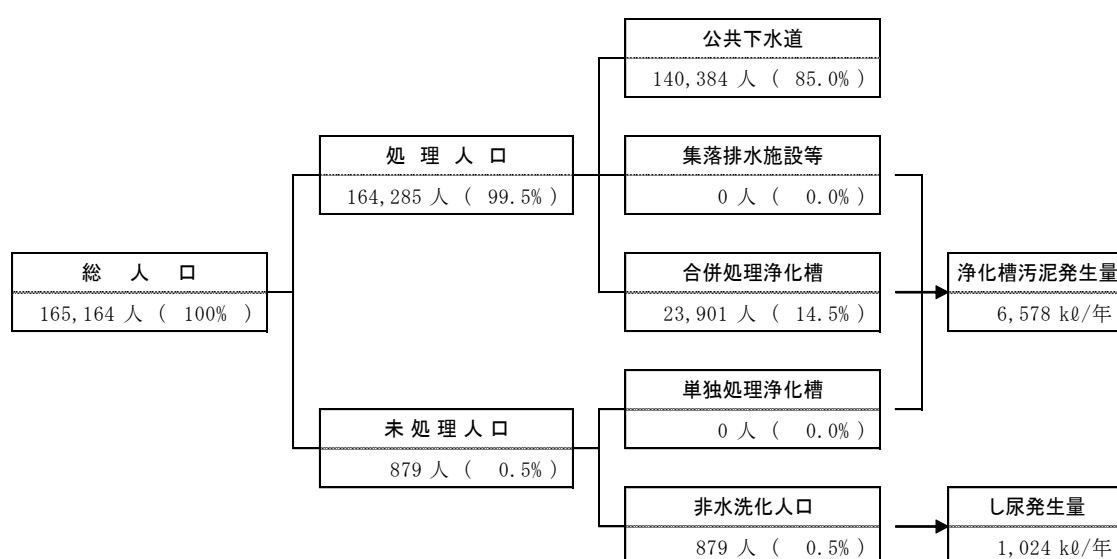
図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 23 年度）

(2) 生活排水処理の現状

平成 23 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は、図 2 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 165,164 人であり、水洗化人口は 164,285 人、汚水衛生処理率（＝（公共下水道＋合併処理浄化槽等の各人口）÷（総人口））は 99.5%である。

また、し尿発生量は 1,024kℓ/年、浄化槽汚泥発生量は 6,578kℓ/年であり、処理・処分量は 7,602kℓ/年である。



※し尿発生量は、仮設トイレ分を含む

図 2 生活排水の処理状況フロー（平成 23 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化量、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合※ ¹) (平成23年度)	目 標 (割合※ ¹) (平成30年度)
排 出 量	事業系 総排出量	15,229 トン	15,555 トン (2.1%)
	1事業所当たりの排出量※ ²	3.91 トン/事業所	3.78 トン/事業所 (-3.3%)
	家庭系 総排出量	39,471 トン	37,715 トン (-4.4%)
	1人当たりの排出量※ ³	205 kg/人	194 kg/人 (-5.4%)
合 計	事業系家庭系排出量合計	54,700 トン	53,270 トン (-2.6%)
再生利用量	直接資源化量	5,604 トン (10.2%)	7,288 トン (13.7%)
	総資源化量	16,041 トン (29.3%)	17,558 トン (33.0%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	16,757 MWh	16,319 MWh
減量化量	中間処理による減量化量	40,818 トン (74.6%)	38,351 トン (72.0%)
最終処分量	埋立最終処分量	1,537 トン (2.8%)	1,469 トン (2.8%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合(総資源化量は集団回収も含めた総排出量に対する割合)

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

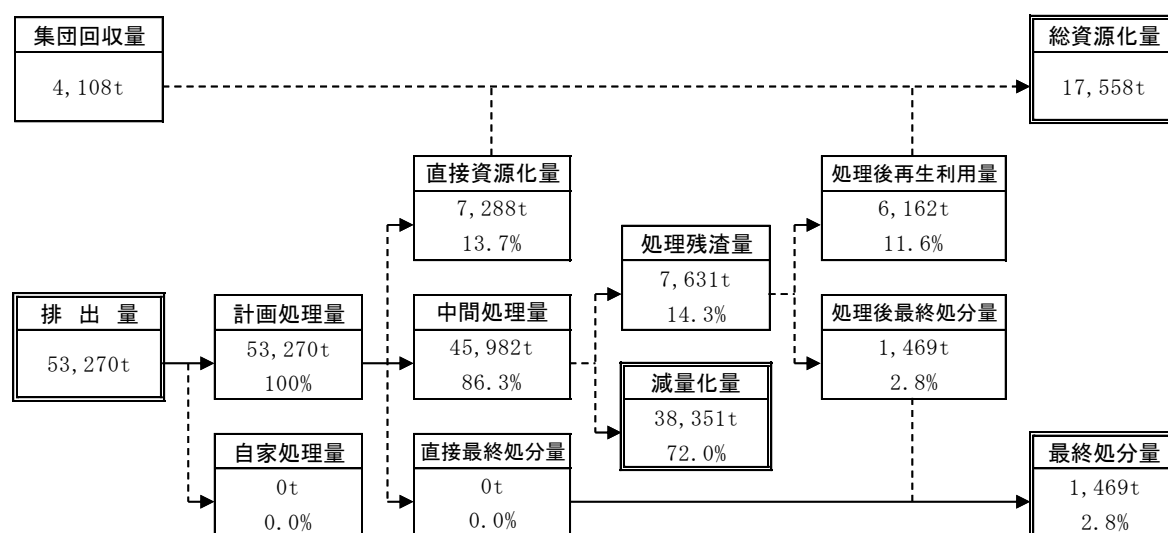
排 出 量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位: トン]

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位: トン]

熱回収量 : 熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: MWh]

減量化量 : 中間処理量と処理後の残渣量の差[単位: トン]

最終処分量: 埋立処分された量[単位: トン]



※計算の都合上、合計が合わない場合がある。

図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (平成30年度)

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、次に掲げる目標のとおり、公共下水道の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成 23 年度実績	平成 30 年度目標
処理形態別人口	公共下水道	140,384 人 (85.0%)	157,433 人 (91.0%)
	集落排水施設等	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
	合併処理浄化槽	23,901 人 (14.5%)	15,149 人 (8.8%)
	未処理人口	879 人 (0.5%)	378 人 (0.2%)
	合 計	165,164 人	172,960 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	1,024 キロリットル	507 キロリットル
	浄化槽汚泥量	6,578 キロリットル	4,368 キロリットル
	合 計	7,602 キロリットル	4,875 キロリットル

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化等の検討

現在、家庭系ごみのうち燃えるごみと燃えないごみは、市指定ごみ袋（又は透明・半透明のポリ袋）による収集を行っており、粗大ごみについては電話申込みによる有料戸別収集を行っている。今後は、更なるごみの減量化及び資源物の分別促進を図るために、市指定ごみ袋の使用を義務化するとともに、市指定ごみ袋代金の一部にごみ処理費用も含めた「有料化」の導入について検討していくものとする。

また、家庭系直接搬入ごみ及び事業系ごみの処理手数料については、平成23年5月に改定（値上げ）したところであり、今後も排出状況等に応じて必要な改定を行っていくものとする。

イ 容器包装廃棄物の排出抑制

マイバッグキャンペーンを実施し、買い物袋持参の普及促進によりレジ袋を削減するとともに、過剰包装の抑制や使い捨て容器の使用抑制等を市民・事業者に働きかけることにより、容器包装廃棄物の排出抑制を推進しており、今後も継続していく。

ウ 環境教育、普及啓発の充実

広報誌・HPによる情報発信を充実させることに加え、様々な場面において説明会を行うなど、直接市民と対話する機会を設けるとともに、学校と連携し、こどもに対する教育を充実していく。

また、市内小学校4年生を対象とした環境学習、リサイクルプラザにおける啓発事業（施設見学、イベント開催、再生品の販売、リサイクル体験教室、リサイクル品情報サービス等）、「ごみの分け方・出し方冊子」の作成及び配布、「習志野市まちをきれいにする行動計画」の策定及び活動、ごみゼロ運動等の普及啓発活動についても引き続き実施していく。

エ 有価物団体回収活動の推進

雑ビン、再利用ビン、カレット、アルミ缶、スチール缶、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、飲料用紙パック、段ボール、古着類の集団回収活動に対する助成制度（有価物回収運動奨励事業）の普及及び充実に努め、資源分別回収を推進する。

オ 再使用、再生品使用の促進

リサイクルプラザにおいて、修理・再生した家具及び自転車等の展示・販売や再生品の販売・提供を行うとともに、不用品に関する交換情報の場を提供しており、今後も普及拡大に努めるものとする。

また、市においても、事務用品や日用品等の庁用品は再生品の利用に努める。

カ 生活排水対策

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、次の啓発活動の強化を図る。

- ・ 広報活動の実施
- ・ 調理くずや廃食用油などの適正排出の啓発
- ・ 適正（適量）な洗剤使用の啓発

（２）処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 3 のとおりである。

燃えるごみ、燃えないごみ及び粗大ごみについては、芝園清掃工場（溶融処理施設）及びリサイクルプラザ（前処理施設）で焼却（溶融）処理及び破碎選別処理等を行っているが、溶融処理施設は稼動開始後約 10 年が経過していることから、施設の長寿命化・延命化を図るために長寿命化計画を策定し、計画に基づいた補修・整備等を計画的に行っていくものとする。

資源物（ビン・缶、ペットボトル、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、飲料用紙パック、段ボール、古着類）については、古紙（主に雑紙）の分別を徹底するとともに、プラスチック製容器包装等の分別収集について、今後のごみの排出状況や溶融処理施設の運転状況等も踏まえて検討していくものとする。

また、資源物のうちビン・缶及びペットボトルについてはリサイクルプラザ（前処理施設）で選別・圧縮処理しているが、貯留施設の容量不足や今後の分別拡大等に対応するため、旧清掃工場を解体撤去し、ストックヤードを整備する。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

今後とも家庭系ごみと同様に燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ及び資源物を対象に受け入れ、処理・処分を行っていく。

また、市の条例に基づき多量排出事業所（床面積 1,000m²以上・排出量 1 日平均 50kg 以上）に対しては、引き続き減量化・資源化計画書等の提出を求め、ごみの減量化・資源化及び適正処理等に関して指導体制の強化を図る。さらに、多量排出事業者以外の中小事業者等も含めて、古紙類等の資源は回収業者への排出を指導し、事業者へのごみ減量・リサイクル情報の提供等も行う。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

本市では、市の条例に基づき下水汚泥及びし尿処理残渣（し渣・汚泥）を一般廃棄物処理施設（溶融処理施設）において処理しており、今後も適正処理していくものとする。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き公共下水道の整備を推進するとともに、市民に対して下水道への早期接続を促進していく。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇ 本市の芝園清掃工場（溶融処理施設）の長寿命化・延命化を図るために長寿命化計画を策定し、計画に基づいた補修・整備等を計画的に行っていくものとする。
- ◇ 循環型社会の推進のために、旧清掃工場を解体・撤去し、現在、不足しているストックヤードを新設する。

表3 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (平成23年度)		今 後 (平成30年度)	
分別区分	処理方法	処理施設等	処理見込 (トン)
燃えるごみ	焼却(溶融)	習志野市 芝園清掃工場 (溶融処理施設)	27,993
			992
燃えないごみ	破碎・選別	習志野市 リサイクルプラザ (前処理施設)	1,387
			1,373
粗大ごみ	選別	民間委託処分	133
			2,255
有害ごみ	選別	売却 その他カレット:指定法人	826
			1,249
ビン・缶	選別・圧縮	※缶・ペットボトルの成型品、蛍 光管等は(仮称)習志野市ストッ クヤードで一時保管	1,180
			1,359
ペットボトル	選別・圧縮	(仮称)習志野市 ストックヤード	30
			324
新聞・チラシ	リサイクル	一時保管	1
			1
雑誌・雑紙	リサイクル	一時保管	1
			1
段ボール	リサイクル	一時保管	1
			1
飲料用紙パック	リサイクル	一時保管	1
			1
古着	リサイクル	一時保管	1
			1
白色トレイ (拠点回収)	リサイクル	一時保管	1
			1
資源物	直接再生業者 引取り		

(注)有価物団体回収:雑ビン、再利用ビン、カレット、アルミ缶、スチール缶、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、飲料用紙パック、段ボール、古着類

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

(2) で示した分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設 (ストックヤード)	(仮称)習志野市ストックヤード整備事業	310m ²	習志野市芝園 3-2-1	H27～H28

(整備理由)

事業番号1 効率的な資源回収の促進

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表5のとおり計画支援事業を行う。

表5 施設整備に関する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	(仮称)習志野市ストックヤード整備事業(事業番号1)に係る調査・設計等事業	調査・設計等	H26

(5) 廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業

表6のとおり長寿命化計画策定支援事業を行う。

表6 長寿命化計画策定支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
41	習志野市芝園清掃工場基幹的設備改良事業に係る長寿命化計画策定事業	長寿命化計画策定 機能診断等	H25

(6) その他の施策

その他、本地域で循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

リサイクルプラザにおいて、粗大ごみとして出された家具や自転車等の修理・再生及び展示・販売を継続するとともに、市民への広報・PR活動による需要拡大を図る。

また、行政における再生品の利用を率先して行うとともに、市民、事業者に対してグリーン購入、再生品利用についての普及啓発活動を通じて再生品の使用拡大を図る。

イ 廃家電等のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、「特定家庭用機器再商品化法」に基づく適正な回収及び再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して普及啓発を行う。

また、廃棄パソコンのリサイクルについても、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく適正な回収及び再商品化がなされるよう普及啓発を行う。

ウ 不法投棄対策

地域の自治会等と一体となった普及啓発により、分別区分の徹底を進めるとともに、不法投棄が多くみられる場所については、禁止看板の設置や巡回パトロールの強化等を行い、不法投棄防止を図る。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

「習志野市地域防災計画」を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺自治体との連携体制を構築する。

大量の廃棄物が発生した場合は、「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」等に基づき発生量を推計し、処理体制の確立を図るとともに、市で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行い、廃棄物の処理及び被災建築物の撤去については、民間事業者との協定等の締結を図り協力を求めるものとする。

また、災害廃棄物の処理は、収集したごみを一時的集積するために必要な面積の公共用地等を確保して、いったん保管し、清掃工場の稼働再開後に適正処分する。

なお、地域防災計画については、東日本大震災における様々な課題を検証し、見直しを進めているところであり、災害廃棄物の処理についても、その中で見直しを行っていくものとする。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて千葉県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間の終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で速やかに計画の事後評価、目標の達成状況の評価を行う。

また、結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じ、計画を見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成25年度)

1 地域の概要

(1)地域名	習志野市	(2)地域内人口	165,164 人	(3)地域面積	20.99 km ²
(4)構成市町村等名	習志野市	(5)地域の要件	面積 沖繩 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他 人口		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：				
	設立(予定)年月日：				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標	
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成30年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	18,171	18,088	16,850	15,861	15,229	15,555	(H23比 2.1%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	4.22	4.26	3.96	3.72	3.91	3.78	
	家庭系 総排出量(トン)	41,832	40,459	40,517	39,448	39,471	37,715	(H23比 -4.4%)
再生利用量	1人当たりの排出量(kg/人)	220	215	210	205	205	194	
	合計 事業系家庭系排出量合計(トン)	60,003	58,547	57,367	55,309	54,700	53,270	(H23比 -2.6%)
熱回収量	直接資源化量(トン)	4,548	3,733	4,298	3,305	5,604	7,288	(13.7%)
	総資源化量(トン)	18,748	17,915	17,005	16,549	16,041	17,558	(33.0%)
中間処理による減量化量	熱回収量(年間の発電力量 MWh)	18,562	18,286	17,115	16,723	16,757	16,319	MWh
	減量化量(中間処理前後の差 トン)	45,149	44,075	43,089	40,963	40,818	38,351	(71.9%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	1,592	1,604	1,672	1,565	1,537	1,469	(2.8%)

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付。(添付資料-2参照)

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容				備考	
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月		処理能力(単位)
熱回収施設 (芝園清掃工場)	習志野市	全連続燃焼式 シフト炉式ガス溶融式	有	219トン/日	H14.11					
熱回収施設 (旧芝園清掃工場)	習志野市	准連続燃焼式 流動床式	有	180トン/日	S58.8	H14.11廃止 H28.6解体・撤去				
ストックヤード	習志野市					効率的な資源回収	ストックヤード	H29.3	310m ²	
リサイクルプラザ (前処理施設)	習志野市	破碎・選別 資源選別・圧縮	有	49.65トン/5h	H8.4					
し尿処理施設 (茜浜衛生処理場)	習志野市	低希釈二段活性汚泥処理 十高度処理方式	有	90kℓ/日	S63.9					

※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付。(添付資料-5参照)

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状					目標
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総人口	159,812	160,603	162,099	165,148	165,317	172,960
公下水	128,616	129,940	134,006	136,683	140,709	157,433
道汚水衛生処理人口	80.5%	80.9%	82.7%	82.8%	85.1%	91.0%
集落排水施設等汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
等汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合併処理浄化槽等汚水衛生処理人口	29,556	29,191	26,869	27,412	23,657	15,149
等汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	18.5%	18.2%	16.6%	16.6%	14.3%	8.8%
未処理人口	1,640	1,472	1,224	1,053	951	378

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料ー3参照)

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業								
浄化槽市町村整備推進事業								

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（平成25年度）

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考
			事業期間 交付期間	単位	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
○再生利用に関する事業					882,353		696,800	185,553			687,953	177,047			
	1	習志野市	310	m ²	865,000		680,000	175,000			680,000	175,000			
		習志野市			27,353		16,800	10,553			7,953	2,047			
○計画支援事業					9,340		9,340				9,340				
	31	習志野市			9,340		9,340				9,340				
○長寿命化計画策定支援事業					10,500						10,500				
	41	習志野市			10,500						10,500				
合計					902,193		696,800	185,553			687,953	177,047			

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	施策番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の要否	事業計画					備考		
					開始	終了		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度			
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	有料化等の検討	市指定ごみ袋の使用の義務化やごみ有料化の導入について研究・検討していく。	習志野市	H25	H29									
								有料化の研究・検討							
	12	容器包装廃棄物の排出抑制	買い物袋持参運動を推進するとともに、過剰包装の抑制や使い捨て容器の使用抑制等を市民・事業者に働きかける。	習志野市	継続	H29									
								事業の継続							
	13	環境教育、普及啓発の充実	広報等による情報発信の充実、様々な場面において説明会を行うなど、直接市民と対話する機会を設けるとともに、学校と連携し、こどもに対する教育を充実していく。	習志野市	継続	H29									
								事業の継続							
	14	有価物団体回収活動の推進	有価物団体回収活動に対する助成制度の普及及び充実を図る。	習志野市	継続	H29									
							事業の継続								
	15	再使用、再生品使用の促進	リサイクルプラザにおける再生品の販売・提供や不用品交換情報提供の普及拡大、市においても再生品を優先的に利用する。	習志野市	継続	H29									
							事業の継続								
	16	生活排水対策	広報活動の実施、調理くずや廃食用油などの適正排出及び適正な洗剤使用の啓発活動を強化していく。	習志野市	継続	H29									
							普及啓発活動の推進								
処理体制の構築、変更に関するもの	21	容器包装等分別収集拡大の検討	雑紙等古紙の分別徹底、プラスチック製容器包装等の分別収集について検討を進める。	習志野市	H25	H29									
							古紙の分別徹底								
							プラスチック製容器包装等の分別収集の検討								
処理施設の整備に関するもの	1	ストックヤード整備	資源物等を一時的に保管する、ストックヤードを整備する。	習志野市	H27	H28	○								
												既設解体撤去			
												建設工事			
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	1の計画支援	ストックヤード整備事業に係る調査・設計等事業を行う。	習志野市	H26	H26	○								
												調査設計等		関連事業1	
長寿命化計画策定支援に関するもの	41	熟回収施設の長寿命化計画策定	芝園清掃工場の延命化を図るため、長寿命化計画を策定する。	習志野市	H25	H25	○								
												長寿命化計画策定			
その他	51	再生品の利用促進	リサイクルプラザにおける再生品の需要拡大、行政における再生品利用促進、住民・事業者への啓発	習志野市	継続	H29									
							事業の継続								
	52	廃家電等のリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法、資源有効利用促進法に基づく処理の普及啓発	習志野市	継続	H29									
							事業の継続								
	53	不法投棄対策	地域との連携・協力、分別区分の徹底、禁止看板の設置や巡回パトロールの強化等	習志野市	継続	H29									
							事業の継続								
	54	災害時の廃棄物処理体制の整備	地域防災計画を踏まえた体制整備、東日本大震災の課題等を踏まえた地域防災計画(災害廃棄物処理計画含む)の見直し	習志野市	H25	H28									
							体制整備に向けた協議								
							地域防災計画の見直し								

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	習志野市
(2) 施設名称	(仮称)習志野市ストックヤード
(3) 工 期	平成 27 年度 ～ 平成 28 年度
(4) 施設規模	処理能力 310m ²
(5) 処理方式	保管
(6) 地域計画の役割	直接資源化される資源物やリサイクルプラザ（前処理施設）から排出される資源物等の一次保管場所を整備することにより、効率的なリサイクルの推進を図る。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

「廃棄物原料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原料及びその利用計画	
--------------------	--

「ごみ固形燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画	
---------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10) スtock対象物	新聞・チラシ、雑誌・雑紙、飲料用紙パック、段ボール、古着類、白色トレイ、アルミ缶成型品、スチール缶成型品、ペットボトル成型品、破碎蛍光管、破碎不適物（適正処理困難物）等
---------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	
-----------------------	--

(12) 事業計画額	882,353 千円
------------	------------

【参考資料様式 6】

計画支援概要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	習志野市
(2) 事業目的	ストックヤード施設整備のため
(3) 事業名称	(仮称)習志野市ストックヤード整備事業に係る調査・設計等事業
(4) 事業期間	平成 26 年度
(5) 事業概要	調査・設計等
(6) 事業計画額	9,340 千円

【参考資料様式 7】

長寿命化計画策定支援概要

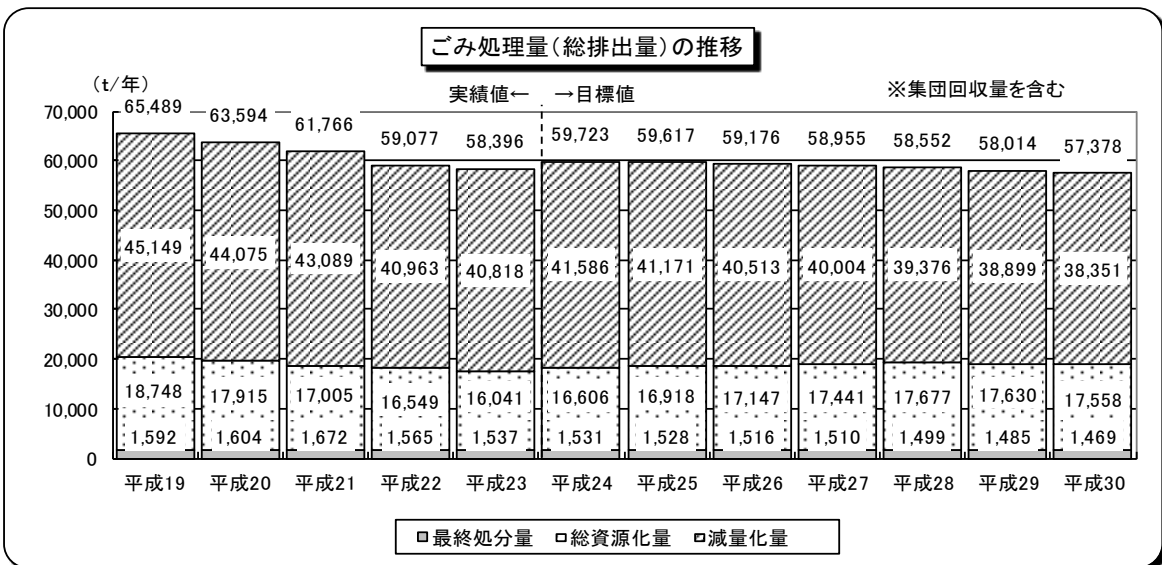
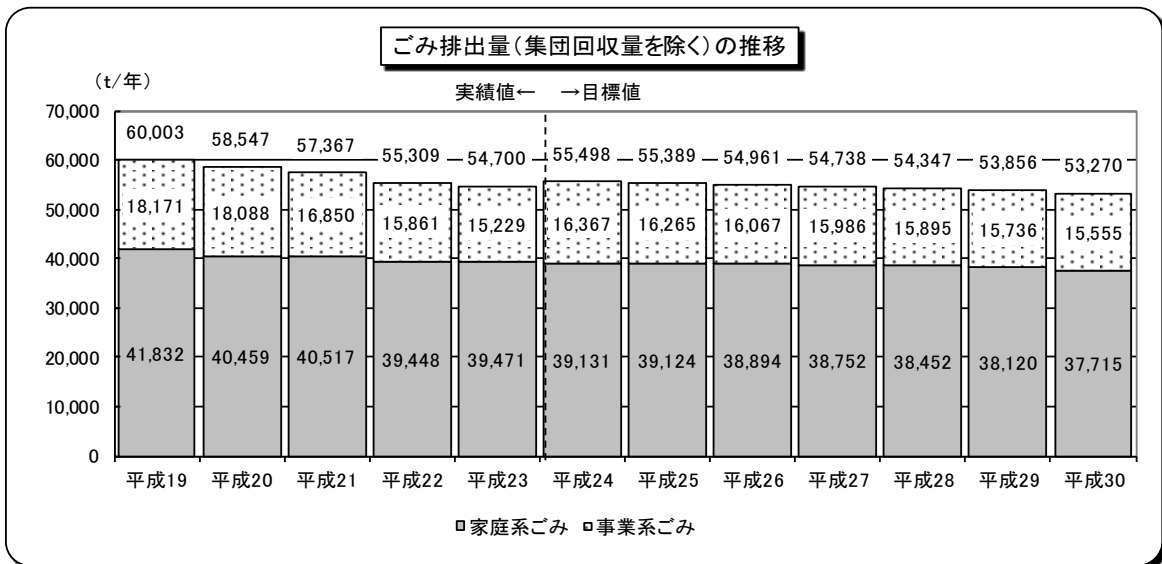
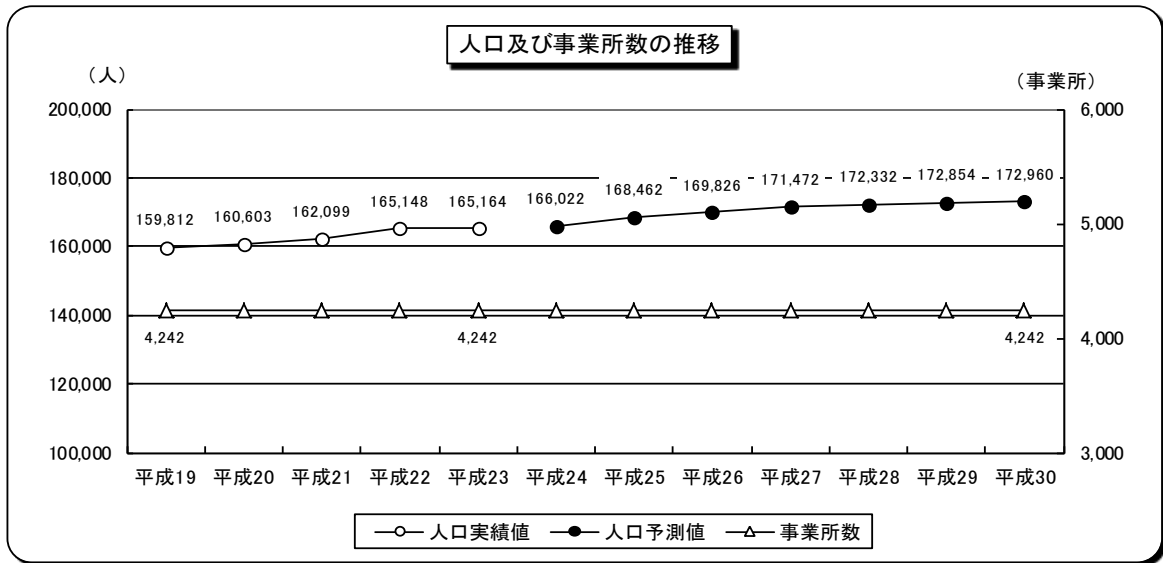
都道府県名 千葉県

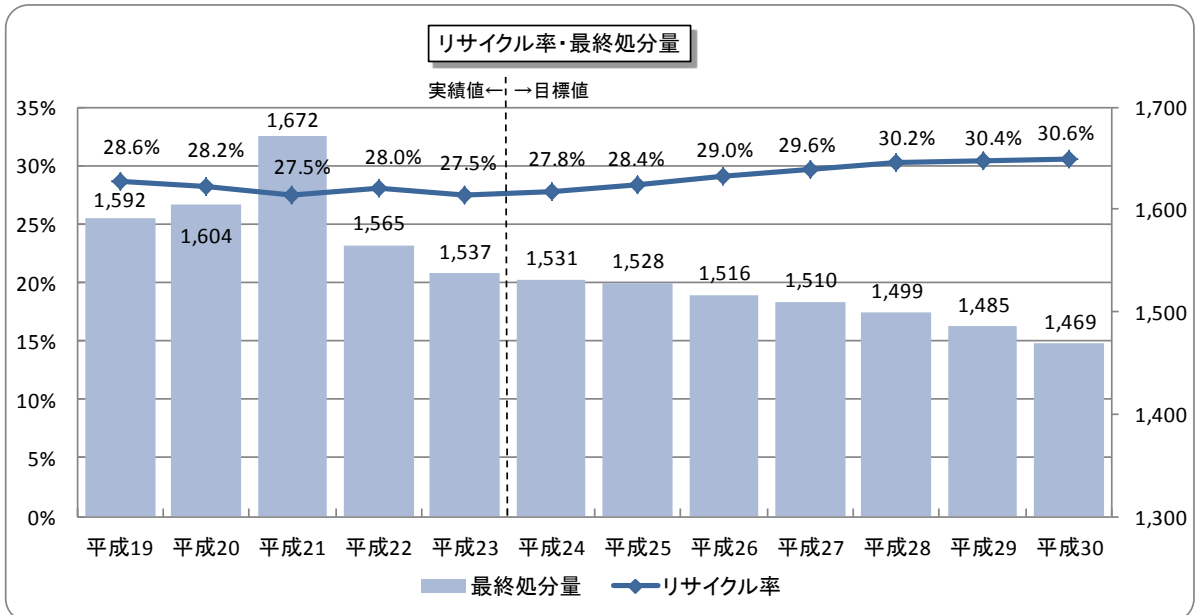
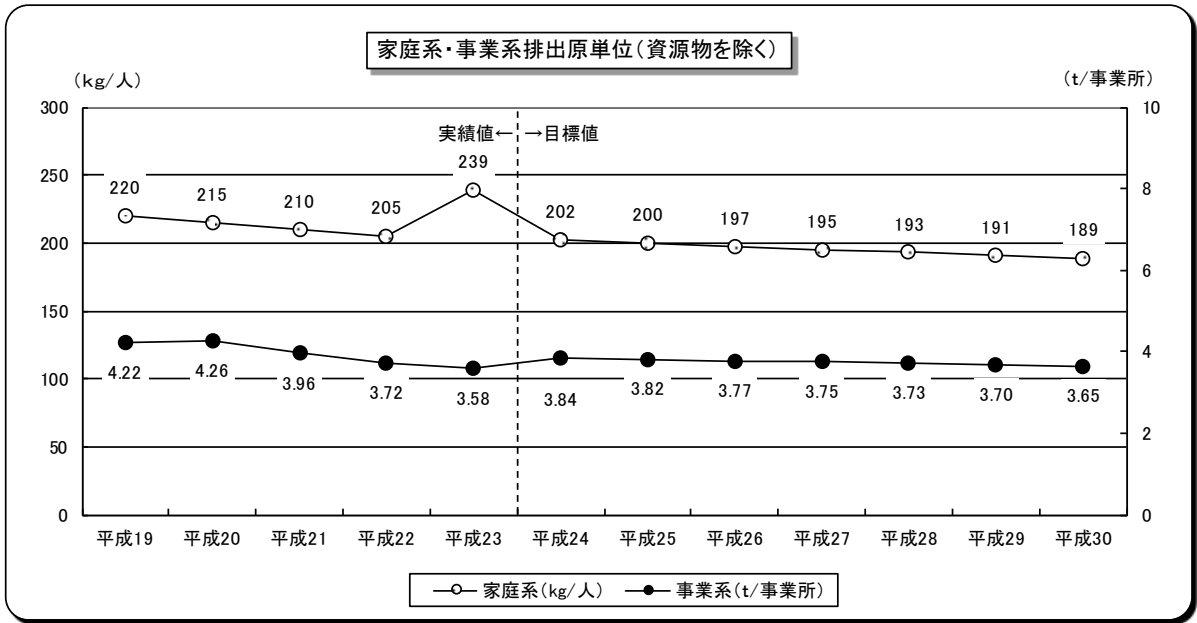
(1) 事業主体名	習志野市
(2) 事業目的	熱回収施設の長寿命化・延命化を図るため
(3) 事業名称	習志野市芝園清掃工場に係る長寿命化計画策定事業
(4) 事業期間	平成 25 年度
(5) 事業概要	長寿命化計画策定、機能診断等
(6) 事業計画額	10,500 千円

添付資料－1 対象地域図



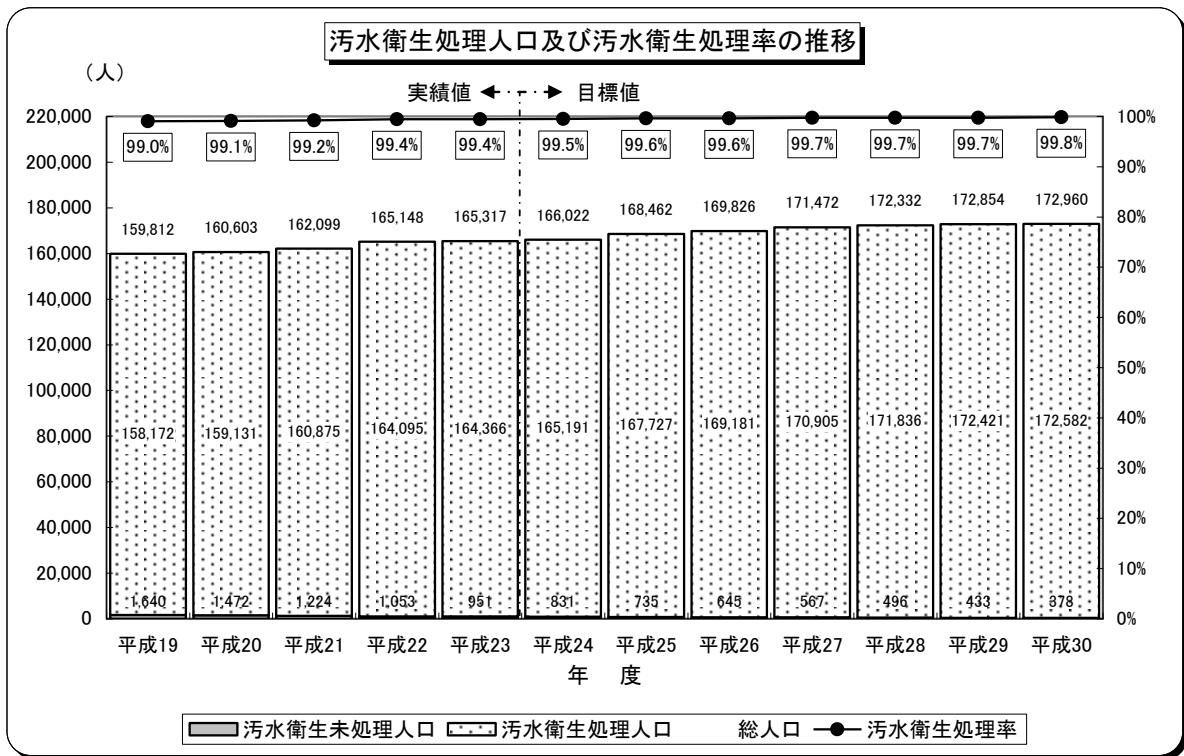
添付資料-2 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（ごみ）



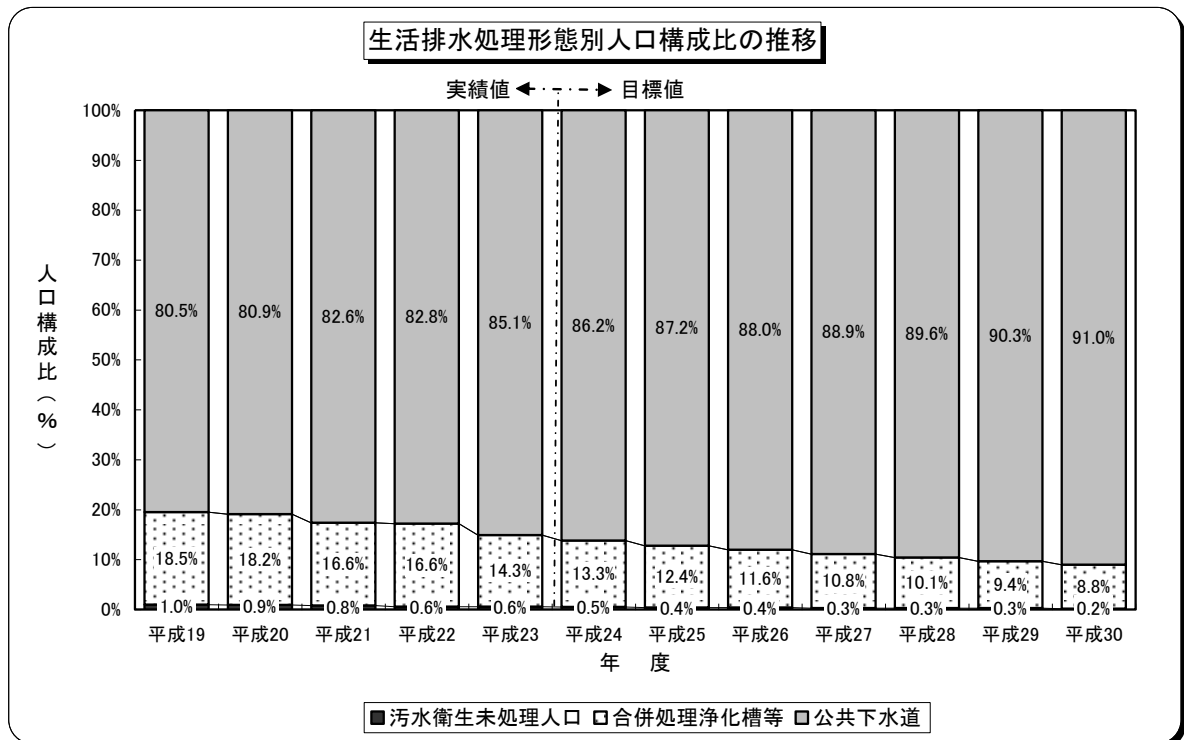


注)リサイクル率:総資源化量÷総排出量(集団回収量含む)、最終処分量:最終処分量÷総排出量

添付資料－２ 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（生活排水）



注) 汚水衛生処理人口: 公共下水道人口+合併処理浄化槽人口
 汚水衛生未処理人口: 非水洗化人口(し尿収集人口)
 汚水衛生処理率: 汚水衛生処理人口÷総人口

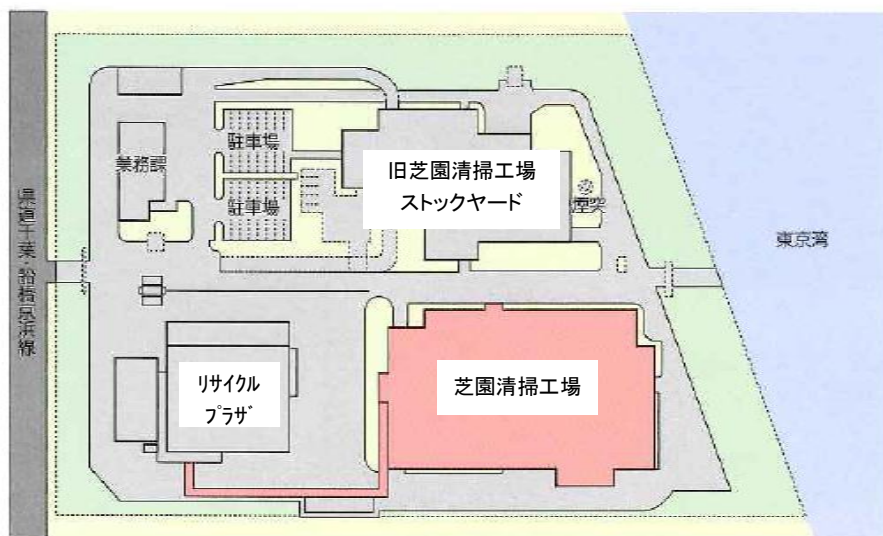


添付資料－４ 分別区分説明資料

平成 24 年 4 月 1 日現在

分別区分		収集頻度	排出方法	主な品目	収集方法
燃えるごみ		週 3 回	市指定ごみ袋 又は透明・半透明のポリ袋	生ごみ、紙類(資源物以外)、ぼろ布、食用油、ビニール、プラスチック、ゴム、皮革製品、木の枝、草花、衛生用品、発泡スチロールなどの可燃性のもの	ステーション方式
燃えないごみ		月 2 回	市指定ごみ袋 又は透明・半透明のポリ袋	金属類、陶磁器類、ガラス、傘、刃物、鏡、白熱灯、小型家電製品、電気コード、掃除機、汚れの落ちないビンや缶、菓子・海苔缶などの不燃性のもの	
有害ごみ		月 1 回	透明・半透明のポリ袋	蛍光灯、水銀体温計、乾電池、カセット式ガスボンベ、スプレー缶、ライター、アスベストを含む家庭用品	
資源物	ビン・缶	週 1 回	透明・半透明のポリ袋	ビン、飲食用缶	
	ペットボトル	週 1 回	透明・半透明のポリ袋	“PET1”の表示のあるペットボトル(キャップ、ラベルは燃えるごみ)	
	古紙	週 1 回	品目別に紐でしばる	●新聞・チラシ ●雑誌・カタログ・雑紙 ●段ボール ●飲料用紙パック	
	古着	週 1 回	透明・半透明のポリ袋	汚れていない古着	
	白色トレイ	—	公民館等の回収箱	食品用白色発泡トレイ	拠点回収
粗大ごみ		—	電話申込み(有料)	縦、横、高さのいずれか一辺が 50センチメートル以上のもの	戸別収集

添付資料－5 計画地域内の施設位置図



添付資料－6 現有処理施設の概要

■ごみ処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理方法	稼働年月
芝園清掃工場	習志野市芝園 3丁目2番1号	219t/日 (73t/24h×3炉)	ガス化・高温溶融一 体型直接溶融炉	平成14年11月
リサイクルプラザ	前処理施設	49.65t/5h (粗大:15.65t/5h、 不燃:19.05t/5h、 ペットボトル:4.85t/5h、 ビン・缶:10.1t/5h)	破碎・選別 (手選別を含む)	平成8年4月
	啓発施設			再生室、再生品保管室、リサイクル作業室、 会議室・研修室、掲示・ロビーコーナー
旧芝園清掃 センター(廃止)	習志野市芝園 3丁目2番1号	180t/日 (60t/16h×3炉)	流動床式焼却炉	平成58年4月 平成14年11月廃止

■し尿処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理方法	稼働年月
茜浜衛生処理場	習志野市茜浜 3丁目7番6号	90kℓ/日 (し尿:51kℓ/日、 浄化槽汚泥:39kℓ/日)	低希釈二段活性汚 泥処理＋高度処理 方式	昭和63年9月